

特定健康診査等実施計画

(第三期)

平成 30 年度～平成 35 年度

神奈川県鉄工業健康保険組合

平成 30 年 4 月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするため、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、金属製品の化工及び製造等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成30年度の事業所数は152事業所で、本社機能を有する適用事業所の所在地は、主として神奈川・東京・千葉・埼玉の各都府県並びに新潟・山梨を始めとする関東甲信越地区に所在し、地方の出先・関連工場については、各主要都市に所在する。

また、支店や営業所については全国に点在しており、神奈川近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は6割、それ以外の在勤者は4割である。

加入事業所は中小事業所が多く、1事業所あたりの平均被保険者数は約100人である。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢43.89歳、男性が全体の85%を占める。

神奈川県内の事業所に勤務する者の健康診断については、主に一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会の検診センター内及び健診車による巡回にて行っている。

※ 一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会の所在地は、以下のとおり。

〒240-0003 神奈川県横浜市保土ヶ谷区天王町2-44-9

職員は、医師・保健師・看護師・管理栄養士・検査技師等で常勤90名（事務職を除く）

地方事業所に勤務する者については、契約した健診機関（全国21都府県で33機関）にて受診が可能である。

平成29年度の基本健診の実施人数は、一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会5,129人、地方委託機関他7,941人、計13,070人（内訳：被保険者13,070人、被扶養者0人）となっており、全体の39.7%を一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会にて受診している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

特定健康診査の実施にあたっては、事業主の理解と協力を得ると共に、特定健康診査の対象者に対し、内臓脂肪型に起因する生活習慣病予防の必要性や健診の主旨、重要性を十分に周知し、その関心を高めることとする。

特に被扶養者の健診については、あらゆる機会を持ってアプローチし、その健診率の向上を図る。

健診後のデータについては、効率的な方法によりデータの蓄積管理を行い、次のフォローアップに備えることとする。

3. 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業主健診を代行していたことから、当健保組合が主体となっていく（委託を含む）。

事業主が健診を実施した場合については、当健保組合はその結果データを事業者から受領する。

4. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I. 特定健康診査等の達成目標

国が示す指針においては、平成35年度における当健保組合の特定健康診査等実施率目標は、「特定健康診査実施率85%」、「特定保健指導実施率30%」、「メタボリックシンドローム該当者等の平成29年度での減少率25%（対平成20年度比）」を目標とされており、平成30年度から平成35年度まで、各年度の実施率は、平成29年度の実績に伸び率等を勘案し平成30年度の目標を定め、6年間で国が示す実施率目標を達成できるよう、段階的に実施率を引き上げていくよう次のとおり計画する。

(1) 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

＜目標実施率＞ (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	84.46%	85.57%	86.68%	87.79%	88.90%	90.00%	—
被扶養者	28.82%	37.68%	46.54%	55.40%	64.26%	73.78%	—
被保険者＋被扶養者	67.29%	70.79%	74.30%	77.79%	81.29%	85.00%	85.00%

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

＜目標実施率＞ (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者＋被扶養者	17.90%	20.32%	22.74%	25.16%	27.58%	30.00%	30.00%

※次の推計値をもとに試算

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251
特定健康診査実施者数	9,590	10,088	10,588	11,086	11,585	12,113
特定保健指導対象者数	1,966	1,966	1,966	1,966	1,966	1,966
特定保健指導実施者数	352	399	447	495	542	590

被保険者については、保健指導専門機関 株式会社保健支援センターに委託して実施。保健師、看護師、管理栄養士が全国の事業所を巡回し、特定保健指導を行う。

被扶養者については、健診日当日の保健指導を集合契約Aタイプ・Bタイプに加盟する健診機関に所属する指導員（保健師、管理栄養士、看護師）が指導を行う。また、健診日当日以外の保健指導は、株式会社フィッツプラスへ委託し、所属する指導員がICTを利用し、指導を行う。

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標（参考）

平成30年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

II. 特定健康診査等の対象者数

Iに示した目標実施率の6カ年計画に基づく特定健康診査及び特定保健指導の対象者数、実施者数の見込みとなる。

(1) 対象者数及び目標実施者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 40歳以上被保険者数(推計)	9,853	9,853	9,853	9,853	9,853	9,853
目標実施率(%)	84.5%	85.6%	86.7%	87.8%	88.9%	90.00%
目標実施者数	8,322	8,431	8,541	8,650	8,759	8,868

被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 40歳以上被保険者数(推計)	4,398	4,398	4,398	4,398	4,398	4,398
目標実施率(%)	28.8%	37.7%	46.5%	55.4%	64.3%	73.8%
目標実施者数	1,268	1,657	2,047	2,436	2,826	3,245

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数 40歳以上被保険者数(推計)	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251
目標実施率(%)	67.3%	70.8%	74.3%	77.8%	81.3%	85.00%
目標実施者数	9,590	10,088	10,588	11,086	11,585	12,113

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者 (人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査対象者数 40歳以上被保険者数(推計)	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251	14,251
保健指導対象者計(推計)	1,966	1,966	1,966	1,966	1,966	1,966
目標実施率(%)	17.9%	20.3%	22.7%	25.2%	27.6%	30.00%
目標実施者数	352	399	447	495	542	590

Ⅲ. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

ア 特定健康診査

被保険者の特定健康診査については、一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会をはじめとする委託契約機関内または事業所への健診車による巡回にて行う。

被扶養者については、集合契約Aタイプ・Bタイプに加盟する健診機関 及び 一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会の契約の健診機関内にて行う。

イ 特定保健指導

被保険者の特定保健指導については、株式会社保健支援センターへ委託し、センターに所属する指導員（保健師、管理栄養士、看護師）が全国の事業所を巡回し、指導を行う。

被扶養者の特定保健指導については、健診日当日の保健指導を集合契約Aタイプ・Bタイプに加盟する健診機関に所属する指導員（保健師、管理栄養士、看護師）が指導を行う。また、健診日当日以外の保健指導は、株式会社フィッツプラスへ委託し、所属する指導員がICTを利用し、指導を行う。

(2) 実施項目

ア 特定健康診査

標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

イ 特定保健指導

動機づけ支援：初回面談（30分）を実施し、6カ月後に電話またはメールによる評価を行う。

積極的支援：動機づけ支援と同様の方法で初回面談を行う。その後、3カ月以上の継続的支援を電話またはメールにて180ポイントを確保するよう実施し、6カ月後に動機づけ支援と同様の方法で評価を行う。事業所の希望により、継続支援における中間評価を面談（30分）とすることも可能とする。

(3) 実施時期

ア 特定健康診査

実施時期は、通年とする。

イ 特定保健指導

実施時期は、通年とする。但し、年度を跨ぐ場合については、年度末で終了とせず、翌年度に継続して実施する。また、特定健診の実施時期により年度内の指導開始が難しい場合については、翌年度に特定保健指導を行うことを可能とする。なお、翌年度の特定健康診査は、6カ月後の評価が終わった以降に受診することとする。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

被保険者については、事業所の所在状況に合わせ、全国の健診機関等（21都府県33機関）と特定健康診査の委託契約を締結。委託契約機関での受診が困難な場合については、随時、当

健保組合との委託契約を結ぶよう努めていくことで、全国での受診が可能となるよう努める。

被扶養者については、健康保険組合連合会および代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織と集合契約を締結。代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。また、集合契約における健診機関での受診が困難な場合に備え、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会との特定健康診査の委託契約も締結し、さらなる受診場所の確保にも努める。

イ 特定保健指導

被保険者については、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づき、株式会社保健支援センターへ委託することで、全国での利用を可能とする。

被扶養者については、健康保険組合連合会および代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織と集合契約を締結。代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、健診日当日の受診を可能とする。また、健診日当日以外の特定保健指導については株式会社フィッツプラスへ委託し、ICT を利用した特定保健指導の実施を可能とする。

(5) 受診方法

ア 特定健康診査

被保険者については、事業主にてとりまとめ、当健保組合が委託契約する健診機関へ受診する希望日時を登録したうえで、特定健康診査を受診する。

被扶養者については、当健保組合より対象となる被扶養者へ直接受診券を送付し、被扶養者が健診機関へ希望する受診日時を予約したうえで、被保険者証の提示とともに受診券を健診機関等に提出し、特定健康診査を受診する。受診者の窓口負担は無料。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合、その費用は個人負担とする。

イ 特定保健指導

被保険者については、当健保組合にて対象者を抽出した後、保健支援センターより事業主を通じて対象者へ案内を送付。事業主にてとりまとめ、保健支援センターへ初回面談を実施する希望日時を登録したうえで、特定保健指導を開始する。その後の継続支援及び3から4カ月後の評価については、電話やメールにて個別に行う。

被扶養者については、健診結果から特定保健指導の対象者と見込まれる場合には、健診機関の対応が可能であれば特定健診受診券（セット券）を利用して健診日当日に特定保健指導を受診することが出来る。また、特定健診終了後に当健保組合にて対象者を抽出した後、フィッツプラスを通じて対象者宅へ案内を発送。フィッツプラスへ初回面談を実施する希望日時を登録したうえで、特定保健指導を開始する。その後の継続支援及び3から6カ月後の評価については、アプリやメール、郵送にて個別に行う。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合の機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) データの受領方法

特定健康診査及び特定保健指導のデータは、電子媒体にて受領する。なお、受領した電子データ及び電子媒体は当健保組合内に保管し、その保管年数は5年と定める。

ア 特定健康診査

被保険者については、契約健診機関より電子データを随時（又は月単位）受領する。

被扶養者については、集合契約の代行先である支払基金より電子データを月単位で受領する。

イ 特定保健指導

被保険者については、委託機関より電子データを月単位にて受領する。

被扶養者については、集合契約の代行先である支払基金より電子データを月単位で受領する。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、数量と効果の面から、当健保組合の契約健診機関にて特定健診を受診した全国の被保険者のうち、階層化によって積極的支援、動機づけ支援に該当し、保健指導を希望する者から優先して選出する。

IV. 個人情報の保護

当健保組合は、神奈川県鉄工業健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らし
てはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は、当健保組合健康管理
室の職員に限る。

V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載する。

VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年、健康管理推進委員会において見直し、内容を検討する。

目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には随時見直すこととする。

VII. その他

当健保組合に所属する担当職員については、特定健康診査・特定保健指導等の各種研修に随時
参加させることとする。